

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日

KDD I 株式会社

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日

総務大臣 殿

平成24年6月29日提出

会 社 名 K D D I 株 式 会 社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 田中 孝司 ㊟

本店の所在の場所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

電話番号 (03) 6678-0712

連絡者 経営管理本部長 高木 憲一郎

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所 在 地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
名 称 飯田橋事業所

目 次

	頁
第一部 概要紹介	1
1 報告書の目的	2
2 根拠法令等	2
3 会計処理の基準	2
(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連	2
(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の 接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）	2
4 接続会計財務諸表の構成	3
(1) 貸借対照表	3
(2) 損益計算書	3
(3) 個別注記表	3
(4) 移動電気通信役務収支表	3
5 計算結果証明報告の紹介	4
6 第3条第1項ただし書の許可事項	4
第二部 計算結果証明報告	5
1 責任範囲	6
2 証明の基準	6
3 計算結果証明	6
第三部 接続会計財務諸表	8
1 貸借対照表	9
2 損益計算書	11
3 個別注記表	12
4 移動電気通信役務収支表	20
第四部 参考情報	21
1 配賦整理書の紹介及び入手方法	22
2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し 取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額	22
3 特に重要な費用の配賦基準の説明	22
4 用語解説	22
5 その他	23

第一部 概要紹介

1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備※の接続に関する会計の基準、計算の結果その他法令に定められた事項を広く一般に公表するために作成し、接続料の適正且つ円滑な算定に資することを目的としております。

※「第二種指定電気通信設備」については、「第四部 参考情報 4 用語解説」をご参照ください。

【参考】

■事業法第 34 条第 6 項

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しております。

- ・電気通信事業法
（昭和 59 年法律第 86 号）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則
（平成 23 年 3 月 31 日総務省令第 24 号。以下「二種接続会計規則」という。）

3 会計処理の基準

(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 26 号。以下「会計規則」という。）に定める基準に従って会計を整理し、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしております。（以下「財務会計」という。）

二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものであります。

また、財務会計においては発生しない移動電気通信役務と移動電気通信役務以外の電気通信役務との取引については、振替によって整理を行っております。

(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当事項はありません。

4 接続会計財務諸表の構成

(1) 貸借対照表

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

(2) 損益計算書

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

(3) 個別注記表

二種接続会計規則第5条の規定により別表第一に定める個別注記表を作成しております。

(4) 移動電気通信役務収支表

営業収益

役務の種類毎に整理した営業収益を記載しております。

営業費用

役務の種類毎に整理した営業費用を記載しております。

営業費

役務の種類毎に整理した営業費を記載しております。

運用費

役務の種類毎に整理した運用費を記載しております。

施設保全費

役務の種類毎に整理した施設保全費を記載しております。

共通費

役務の種類毎に整理した共通費を記載しております。

管理費

役務の種類毎に整理した管理費を記載しております。

試験研究費

役務の種類毎に整理した試験研究費を記載しております。

減価償却費

役務の種類毎に整理した減価償却費を記載しております。

固定資産除却費

役務の種類毎に整理した固定資産除却費を記載しております。

通信設備使用料

役務の種類毎に整理した通信設備使用料を記載しております。

租税公課

役務の種類毎に整理した租税公課を記載しております。

営業利益

役務の種類毎に整理した営業利益を記載しております。

5 計算結果証明報告の紹介

二種接続会計規則第 11 条の規定に従い、接続会計財務諸表が二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した検証報告書を受領しております。

6 第 3 条第 1 項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

第二部 計算結果證明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次の通り会計監査人からの検証報告書を受領しております。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第 28 期事業年度の計算書類として、接続会計に準拠して会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しております。当社ホームページの事業報告書及び個別注記表をご参照ください。

http://www.kddi.com/corporate/ir/library/jigyo_hokoku/index.html

独立した監査法人の検証報告書

平成24年6月21日

K D D I 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

京 都 監 査 法 人

社 員 公 認 会 計 士 中 村 源 ①

代 表 社 員 公 認 会 計 士 若 山 聡 満 ①

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年 総務省令第24号）第11条の規定に基づき、KDDI株式会社の第28期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の移動電気通信役務収支表について検証を行った。この移動電気通信役務収支表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から移動電気通信役務収支表に対する結論を報告することにある。

なお、会社が行うすべての事業に係る費用及び収益を移動電気通信役務収支表として整理する際に用いた基礎数値は、当監査法人が会社法に基づく監査を実施した第28期事業年度の計算書類等を作成する基礎となった会計帳簿に基づいている。

当監査法人は、業種別委員会実務指針第43号「電気通信事業者が作成する基礎的電気通信役務損益明細表等に関する公認会計士等による証明書発行業務に係る実務指針」（日本公認会計士協会）に準拠して検証を行った。この実務指針は、当監査法人に移動電気通信役務収支表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。検証は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した費用及び収益の配賦基準となる数値の検証も含め全体として移動電気通信役務収支表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の移動電気通信役務収支表が、第二種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に基づき、KDDI株式会社の第28期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の移動電気通信役務及び移動電気通信役務以外の電気通信役務に係る収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は代表社員・社員との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

第三部 接続会計財務諸表

1. 貸借対照表

事業者名 KDDI株式会社

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
I 固 定 資 産		(2,799,229)	I 固 定 負 債		(991,967)
A 電 気 通 信 事 業 固 定 資 産		(1,828,467)	1. 社 債		349,991
(1) 有 形 固 定 資 産		(1,627,746)	2. 転換社債型新株予約権付社債		200,916
1. 機 械 設 備	2,693,628		3. 長 期 借 入 金		297,517
減 価 償 却 累 計 額	2,131,133	562,495	4. リ ー ス 債 務		206
2. 空 中 線 設 備	613,706		5. 退 職 給 付 引 当 金		15,571
減 価 償 却 累 計 額	271,568	342,137	6. ポ イ ン ト 引 当 金		89,677
3. 端 末 設 備	11,121		7. 完 成 工 事 補 償 引 当 金		2,569
減 価 償 却 累 計 額	8,297	2,824	8. 資 産 除 去 債 務		1,865
4. 市 内 線 路 設 備	191,884		9. そ の 他 の 固 定 負 債		33,652
減 価 償 却 累 計 額	130,713	61,171	II 流 動 負 債		(795,076)
5. 市 外 線 路 設 備	101,058		1. 1年以内に期限到来の固定負債		174,791
減 価 償 却 累 計 額	95,773	5,284	2. 買 掛 金		75,500
6. 土 木 設 備	61,479		3. 短 期 借 入 金		56,393
減 価 償 却 累 計 額	37,595	23,883	4. リ ー ス 債 務		839
7. 海 底 線 設 備	54,328		5. 未 払 金		245,587
減 価 償 却 累 計 額	47,138	7,190	6. 未 払 費 用		5,877
8. 建 物	406,580		7. 未 払 法 人 税 等		140,858
減 価 償 却 累 計 額	210,573	196,007	8. 前 受 金		59,321
9. 構 築 物	78,068		9. 預 り 金		17,200
減 価 償 却 累 計 額	47,704	30,364	10. 賞 与 引 当 金		15,651
10. 機 械 及 び 装 置	11,635		11. 役 員 賞 与 引 当 金		135
減 価 償 却 累 計 額	11,341	293	12. 東日本大震災による損失引当金		1,992
11. 車 両	1,054		13. 資 産 除 去 債 務		925
減 価 償 却 累 計 額	694	360	負 債 合 計		(1,787,043)
12. 工 具 、 器 具 及 び 備 品	79,216				
減 価 償 却 累 計 額	57,660	21,556			
13. 土 地		246,942			
14. リ ー ス 資 産	4,829				
減 価 償 却 累 計 額	3,833	996			
15. 建 設 仮 勘 定		126,237			
(2) 無 形 固 定 資 産		(200,720)			
1. 海 底 線 使 用 権		4,949			
2. 施 設 利 用 権		10,457			
3. ソ フ ト ウ ェ ア		173,835			
4. の れ ん		7,752			
5. 特 許 権		1			
6. 借 地 権		1,426			
7. そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		2,297			
B 附 帯 事 業 固 定 資 産		(25,551)			
(1) 有 形 固 定 資 産	25,102				
減 価 償 却 累 計 額	10,180	14,921			
(2) 無 形 固 定 資 産		10,629			

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
C 投資その他の資産	(945,210)	(純 資 産 の 部)	
1. 投資有価証券	82,939	I 株 主 資 本	(2,028,002)
2. 関係会社株式	590,620	1. 資 本 金	141,851
3. 出 資 金	434	2. 資 本 剰 余 金	(367,104)
4. 関係会社出資金	5,659	(1) 資 本 準 備 金	305,676
5. 長期貸付金	208	(2) その他資本剰余金	61,427
6. 関係会社長期貸付金	44,270	3. 利 益 剰 余 金	(1,865,210)
7. 長期前払費用	90,208	(1) 利 益 準 備 金	11,752
8. 繰延税金資産	99,064	(2) その他利益剰余金	
9. その他の投資及びその他の資産	40,576	固定資産圧縮積立金	627
貸倒引当金	△ 8,772	特別償却準備金	1,080
II 流 動 資 産	(1,052,662)	別 途 積 立 金	1,570,933
1. 現金及び預金	55,257	繰越利益剰余金	280,815
2. 受取手形	30	4. 自 己 株 式	△ 346,163
3. 売 掛 金	707,175	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	(35,807)
4. 未 収 入 金	39,677	1. その他有価証券評価差額金	35,807
5. 有 価 証 券	80,000	III 新 株 予 約 権	1,037
6. 貯 蔵 品	61,018		
7. 前 払 費 用	12,253	純 資 産 合 計	(2,064,847)
8. 繰延税金資産	50,986		
9. 関係会社短期貸付金	56,073		
10. その他の流動資産	3,454		
貸倒引当金	△ 13,266		
資 産 合 計	3,851,891	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,851,891

2. 損益計算書

事業者名 KDD I株式会社

〔 平成23年4月 1日から 〕
〔 平成24年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		2,278,652
(2) 営業費用		
1. 営業費	595,968	
2. 運用費	43	
3. 施設保全費	288,280	
4. 共通費	2,617	
5. 管理費	67,381	
6. 試験研究費	8,080	
7. 減価償却費	368,569	
8. 固定資産除却費	15,369	
9. 通信設備使用料	374,044	
10. 租税公課	39,827	1,760,183
電気通信事業営業利益		518,469
II 附帯事業営業損益		
(1) 営業収益		994,883
(2) 営業費用		1,080,912
附帯事業営業損失		86,029
営業利益		432,440
III 営業外収益		
1. 受取利息	1,770	
2. 有価証券利息	170	
3. 受取配当金	9,792	
4. 雑収入	8,010	19,743
IV 営業外費用		
1. 支払利息	6,626	
2. 社債利息	6,005	
3. 雑支出	4,976	17,608
経常利益		434,575
V 特別利益		
1. 固定資産売却益	171	
2. 投資有価証券売却益	137	
3. 負ののれん発生益	123	
4. 新株予約権戻入益	493	
5. 株式交換利益	4,909	
6. 匿名組合契約終了に伴う配当金	6,976	
7. 東日本大震災による損失引当金戻入益	6,814	19,627
VI 特別損失		
1. 固定資産売却損失	657	
2. 減損損失	8,515	
3. 投資有価証券評価損失	469	
4. 東日本大震災による損失	4,049	13,692
税引前当期純利益		440,510
法人税、住民税及び事業税		162,284
法人税等調整額		28,389
当期純利益		249,836

3. 個別注記表

事業者名 KDDI株式会社

事業年度 自 23年4月 1日
至 24年3月 31日

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
-----	--

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

機械設備	定率法
機械設備を除く有形固定資産	定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備	9年
空中線設備、市内線路設備、 市外線路設備、建物、構築物、 工具、器具及び備品	5年～38年

無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務、年金資産及び信託資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。</p>
ポイント引当金	<p>将来の「auポイントプログラム」等ポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。</p>
完成工事補償引当金	<p>引渡しを完了した海底ケーブル建設工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、保証期間の無償補償見積額に基づき計上しております。</p>
賞与引当金	<p>従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。</p>
役員賞与引当金	<p>役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。</p>
東日本大震災による損失引当金	<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する見積額を計上しております。</p>

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によって処理しております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当社は平成18年8月から月額基本使用料に含まれる無料通話の未使用分を一定限度額まで無期限で繰り越せるサービス（無期限くりこし）を提供しております。

当社は当月無料通話の未使用分のうち、将来に使用が見込まれる額を見積って収益の繰延を行い、前受金勘定に計上しておりますが、当事業年度末より、将来消滅が見込まれる無料通話の未使用分を見積るに十分な過去実績が蓄積され、より精緻な見積りが可能となったため、将来消滅が見込まれる無料通話の未使用分を収益の繰延額から控除しております。

これにより、当事業年度の電気通信事業営業収益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が10,198百万円増加しております。

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律附則第4条の規定により、総財産を社債の一般担保に供しております。

社 債	20,000 百万円
-----	------------

2. 偶発債務等

(1) 借入金等に対する保証	157,588 百万円
(2) 借入金に対する経営支援念書	2,590 百万円
(3) 事業所等賃貸契約に対する保証	6,183 百万円
(4) ケーブルシステム供給契約に対する偶発債務	4,109 百万円
(5) マイネックス(株) 清算に伴う偶発債務	377 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	44,270 百万円
短期金銭債権	70,636 百万円
長期金銭債務	443 百万円
短期金銭債務	76,588 百万円

4. 固定資産の圧縮記帳額

工事負担金等による圧縮記帳額	— 百万円
(累計額)	(16,178 百万円)

5. 貸出極度額の総額及び貸出実行残高

当社は、グループ内の効率的な資金調達及び運用を行うため、関係会社との間で資金支援及び余資預りを行っております。当該業務における貸出極度額の総額及び貸出実行残高は次のとおりであります。

貸出極度額の総額	40,852 百万円
貸出実行残高	28,950 百万円
未実行残高	11,902 百万円

なお、上記業務は、関係会社の財政状態と資金繰りを勘案し実行しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

関係会社に対する営業収益	81,614 百万円
関係会社に対する営業費用	182,706 百万円
関係会社に対する営業取引以外の取引高	10,594 百万円

2. 固定資産売却益

171 百万円

固定資産売却益は、遊休地等の売却に伴う不動産売却益 62 百万円、その他の設備等の売却益 108 百万円であります。

3. 東日本大震災による損失引当金戻入益

6,814 百万円

被災地域の現地調査及び復旧作業の進展に伴う補修内容・範囲の見直し等により、当該見積額を変更し、引当金の戻入を計上しております。

4. 固定資産売却損

657 百万円

固定資産売却損は、遊休地等の売却に伴う不動産売却損 597 百万円、その他の設備等の売却損 59 百万円であります。

5. 減損損失

8,515 百万円

当事業年度において、当社は主として以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
国内伝送路、遊休資産他 (東京他)	電気通信事業用	市内線路設備、市外線路設備等	8,515

当社は、減損損失の算定にあたって、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

その結果、当事業年度において、国内伝送路の一部を含む稼働率が低下している資産及び遊休資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 8,515 百万円として特別損失に計上しております。その内訳は、市内線路設備 4,454 百万円、市外線路設備 1,940 百万円、その他 2,119 百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しています。時価の算定は鑑定評価額等によっており、売却や他への転用が困難な資産は 0 円としております。

6. 東日本大震災による損失

4,049 百万円

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被災者に対する携帯電話の機種変更費用、その他復旧費用であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	退職給付引当金	3,257
	賞与引当金	6,654
	貸倒引当金繰入超過額等	9,338
	ポイント引当額	34,036
	未払費用否認額	2,605
	減価償却費超過額	38,520
	固定資産除却損否認額	2,252
	棚卸資産評価損否認額	1,177
	未払事業税	9,993
	減損損失否認額	44,074
	前受金否認額	20,228
	投資有価証券評価損	3,647
	東日本大震災による損失引当金	758
	その他	1,669
	繰延税金資産小計	178,216
	評価性引当額	△ 6,173
繰延税金資産合計		172,042
繰延税金負債	特別償却準備金	△ 637
	その他有価証券評価差額金	△ 19,662
	株式交換利益	△ 1,692
繰延税金負債合計		△ 21,991
繰延税金資産の純額		150,050

(追加情報)

(法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は10,873百万円減少し、その他有価証券評価差額金が2,761百万円、法人税等調整額が13,634百万円それぞれ増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
車両	4	3	0
工具、器具及び備品	132	121	10
その他	10	9	0
合 計	146	134	12

なお、取得価額相当額は、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額等

1 年 内	8 百万円
1 年 超	4 百万円
合 計	12 百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	805 百万円
減価償却費相当額	805 百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な必要資金は銀行借入により手当てしております。デリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社では、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び投融資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、長期借入を変動金利で実施し、その支払金利の変動リスクを回避して支払利息の固定化を図る場合には、ヘッジの有効性の評価において金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしていることを前提に、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用することを原則としております。

取引に係る市場リスクでは当社のデリバティブ取引は、貸借対照表上の資産及び負債の有するリスク回避を目的としておりますが、金利取引には金利変動のリスクが存在しております。

また、信用リスクでは当社のデリバティブ取引の相手先は、信用度の高い金融機関である為、相手方の契約不履行による信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

デリバティブ取引は、社内規定及びこれに付随して細目を定める各規定に基づき、財務・経理担当部門が、当該案件毎に権限規定に定める決裁権者による稟議決裁を受け、格付の高い金融機関との間でのみ行うこととしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	55,257	55,257	-
(2) 売掛金	707,175		
貸倒引当金（※1）	△ 13,266		
	693,909	693,909	-
(3) 未収入金	39,677	39,677	-
(4) 有価証券	80,000	80,000	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	72,144	72,144	-
(6) 関係会社短期貸付金（※2）	28,950	28,950	-
(7) 関係会社株式	349,088	224,069	△ 125,019
(8) 関係会社長期貸付金（※3）	71,393	72,281	887
資産計	1,390,421	1,266,290	△ 124,131
(9) 買掛金	75,500	75,500	-
(10) 短期借入金	56,393	56,393	-
(11) 未払金	245,587	245,587	-
(12) 未払費用	5,877	5,877	-
(13) 未払法人税等	140,858	140,858	-
(14) 預り金	17,200	17,200	-
(15) 社債（※4）	414,988	427,727	12,738
(16) 転換社債型新株予約権付社債	200,916	214,500	13,583
(17) 長期借入金（※4）	407,311	412,660	5,349
負債計	1,564,634	1,596,305	31,671

※1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 1年以内に期限の到来する流動資産に含まれている関係会社長期貸付金を除いております。

※3. 1年以内に期限の到来する流動資産に含まれている関係会社長期貸付金を含めております。

※4. 1年以内に期限到来の固定負債に含まれている社債及び長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(4) 有価証券、(6) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(5) 投資有価証券、(7) 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(8) 関係会社長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) 買掛金、(10) 短期借入金、(11) 未払金、(12) 未払費用、(13) 未払法人税等、(14) 預り金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(15) 社債、(16) 転換社債型新株予約権付社債、(17) 長期借入金

社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価については、市場価格を基に算定する方法によっております。長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券 非上場株式	10,795
関係会社株式 非上場株式	241,531

これらについては、市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(持分法損益に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	390,473 百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	351,957 百万円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	18,297 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ジャパンケーブルネット株式会社	東京都中央区	34,872	CATV局の運営サポート	所有 直接22.8% 間接72.7%	資金の支援 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	1,250	関係会社 長期貸付金	13,000
							利息の受取	324	関係会社 短期貸付金	26,150
									未収入金	6
子会社	中部テレコミュニケーション株式会社	愛知県名古屋市中区	38,816	電気通信事業法に基づく電気通信事業	所有 直接80.5%	資金の支援 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	△ 2,750	関係会社 長期貸付金	15,000
							利息の受取	285	関係会社 短期貸付金	26,000
									未収入金	1
関連会社	UQコミュニケーションズ株式会社	東京都港区	23,925	ワイヤレスブロードバンドサービス	所有 直接32.3%	借入金の債務保証 役員の兼任	債務保証 (注2)	156,700	-	-
							保証料の受取	495	未収入金	132

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ジャパンケーブルネット株式会社及び中部テレコミュニケーション株式会社への資金の貸付は、各社の資金需要の性格に合わせて期間設定し、貸付利率は市場金利を勘案して貸付期間に対応する利率を合理的に決定しております。
なお、グループ内の効率的な資金運営を目的として行っているため、担保の提供等は受けておりません。

(注2) UQコミュニケーションズ株式会社への債務保証は、同社の金融機関借入に対する債務保証であり、取引額は期末時点の保証残高であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	540,008円 17銭
2. 1株当たり当期純利益	60,851円 69銭

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制の適用会社であります。

(注) 計算書類に掲記されている科目、その他の事項の金額は、百万円未満の金額を切り捨てて記載しております。

4. 移動電気通信役務収支表

事業者名 KDD I 株式会社

事業年度 自 23 年 4 月 1 日

至 24 年 3 月 31 日

(単位 百万円)

役務の種類	営業収益	営業費用	営業費	運用費	施設 保全費	共通費	管理費	試験 研究費	減価 償却費	固定資産 除却費	通信設備 使用料	租税 公課	営業利益	摘要	
移動 電 気 通 信 役 務	音声伝送役務 (携帯電話)	820,970	619,591	226,186	—	79,657	928	21,246	2,886	115,587	4,447	153,932	14,719	201,378	
	データ伝送役務	946,379	662,917	249,564	—	126,232	992	23,546	3,373	172,756	6,287	61,833	18,330	283,461	
	小計	1,767,349	1,282,509	475,750	—	205,890	1,921	44,792	6,259	288,343	10,734	215,765	33,050	484,840	
移動電気通信役務 以外の電気通信役務		511,303	477,673	120,217	43	82,390	695	22,588	1,820	80,225	4,634	158,278	6,777	33,629	
合計		2,278,652	1,760,183	595,968	43	288,280	2,617	67,381	8,080	368,569	15,369	374,044	39,827	518,469	

第四部 参考情報

1 配賦整理書の紹介及び入手方法

(1) 配賦整理書

当社では、移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類「配賦整理書」を作成し、一般に頒布しております。

(2) 入手方法

当社ホームページの接続会計報告書等より入手できます。

http://www.kddi.com/corporate/kddi/kokai/setsuzoku_kaikei/index.html

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続 に関して取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

4 用語解説

第二種指定電気通信設備

その一端が総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 2 項）で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 3 項）で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項）で定めるものであって、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））で指定された次の電気通信設備。

- 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項第 1 号の交換設備（ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項第 1 号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項第 2 号の伝送路設備
- 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

- ・ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- ・ 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

役務の種類

二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・ 携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ データ伝送役務（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・ 移動電気通信役務以外の電気通信役務

直課

役務の種類に費用を直接に帰属させること。

配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、直課の方法によらず、固定資産価額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用を帰属させること。

5 その他

当社は、二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しております。

- ・ PHS（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ その他の移動体通信（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）